



# 国税庁NO.4510

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税

1



# 1 制度の概要

- 教育資金の一括贈与時の非課税とは

期間：平成25年4月1日～平成31年3月31日までの間

誰が：30歳未満の個人（受贈者）

何のために：教育資金に充てるため

どのように：直系尊属から



信託受益権を付与された場合

書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合

書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合

直系尊属とは  
父母・祖父母・曾祖父母  
にあたります。



1500万円（又は500万円）までの金額については  
贈与税の課税価格に算入されない✧✧

# 1 制度の概要

- 教育資金管理契約の終了時の課税

受贈者が30歳に達したこと

教育資金管理契約に係る信託財産・預貯金・有価証券の価額が0円になった場合で合意により契約が終了したこと

又は に該当した場合、非課税拋出額（1500万円を限度）から教育資金支出額を控除して残額があるときは、その残額は契約終了時（又は に該当する年）に贈与があったことにされる！

→その年の翌年2月1日～3月15日までの間に贈与税の申告が必要

受贈者が亡くなった場合、その残額は贈与税の課税対象にはなりません。

非課税拋出額：（追加）教育資金非課税申告書に記載された金額の合計額（1,500万円が限度）

教育資金支出額：金融機関等において教育資金の支払の事実を証する領収書等によりその事実が確認され、かつ、記録された金額の合計額



## 2 一括贈与時に非課税の適用を受けるための申告手続き

- 適用を受けようとする受贈者が、教育資金課税申告書とその申告書に記載した金融機関等の営業所を経由して信託がされる日・預貯金の預入をする日・有価証券を購入する日までに税務署に提出しなければならない。

適用を受けようとする場合には、受贈者が税務署で行う手続きはありません。



## 3 教育資金の払戻し及び教育資金の支払

- 適用を受けようとする受贈者は、教育資金の支払に充てた領収書等を受贈者が選択した方法ごとに定められた 又は の提出期限までに取扱金融機関の営業所等に提出又は提供しなければならない。

教育資金を支払った後に口座から払い出す方法を払出方法として選択した場合

→支払年月日から1年を経過する日

以外の方法を口座の払出法として選択した場合

→支払年月日の属する年の翌年3月15日

又は を選択した後はその変更はできません。



## 4 教育資金の範囲

### ■ 教育資金とは？

#### (1) 学校等に直接支払われる金銭

学校等とは、学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高校、大学（院）、専修学校や外語の教育施設、認定こども園や保育所等をいいます。



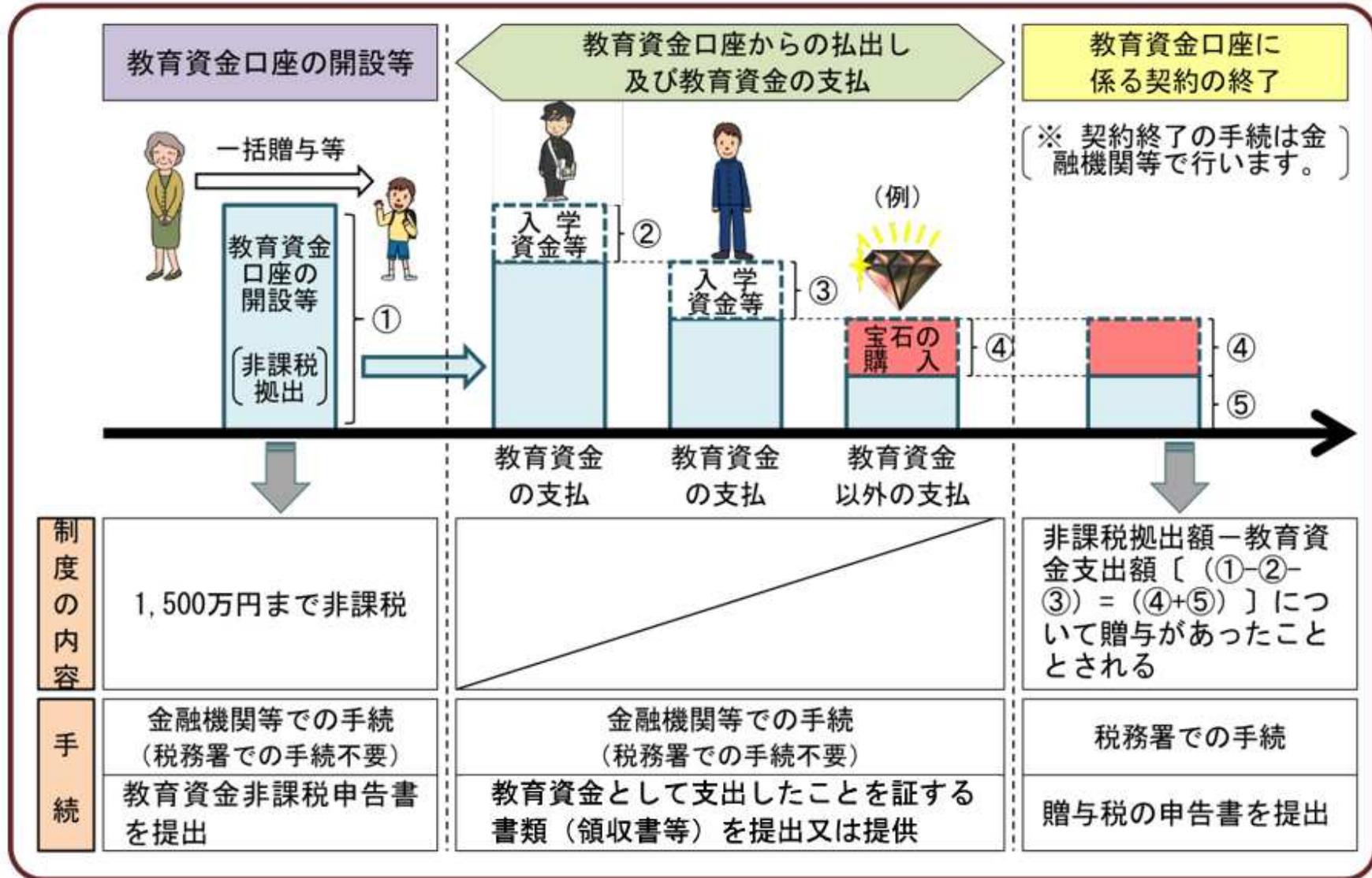
入学金、授業料、入園料及び保育料並びに施設設備費  
入学又は入園のための試験に係る検定料  
在学証明、成績証明その他学生等の記録に係る手数料及びこれに類する手数料  
学用品の購入費、修学旅行費又は学校給食費その他学校等における教育に伴って必要な費用に充てるための金銭

#### (2) 学校等以外の者に直接支払われる金銭で教育を受けるために支払われるものとして 社会通念上相当と認められるもの（500万円が限度）

教育に関する役務の提供の対価（学習塾、そろばん等）  
施設の使用料  
スポーツ又は文化芸術に関する活動その他教養の向上のための活動に係る指導への対価（水泳、ピアノ等）  
又は において使用する物品の購入に要する金銭であってその役務の提供又は指導を行う者に直接支払われるもの  
(1)- に充てるための金銭であって学校等が認めたもの（物品の販売店など）  
平成27年4月1日以降に支払われた「通学定期券代」又は外国の教育施設に就学するための「渡航費」等の交通費  
(どちらも1回の就学につき1回の往復に要するものに限る)



## 教育資金の非課税の特例のイメージ（概要）



## 教育資金の一括贈与に係る非課税措置のイメージ

教育資金を目的とする金銭等の一括贈与については、1,500万円まで贈与税を課税しない。

